

電子的診療情報連携体制整備加算 に関する掲示

(旧：医療情報取得加算廃止後の新設)

- 当院は診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を行います。
- 当院はマイナ保険証を促進し、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

◆電子的診療情報連携体制整備加算

外来初診を行った場合：加算 3 4 点（月 1 回）

外来再診を行った場合：2 点（月 1 回）

入院時：加算 2 8 0 点（入院初日） を算定いたします。

マイナンバーカードの使用については、患者様（または家族）ご自身で【顔認証】または【暗証番号】を利用して端末を操作していただきます。ご協力をお願いいたします。